

新型コロナウイルス感染拡大に伴う国民健康保険税（料）の特例減免等の 継続を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は収束せず、県民生活と中小業者の営業に深刻な影響を与えており、多くの業者が倒産・廃業の瀬戸際に立たされている。

コロナ被害から中小業者の経営や従業員の雇用を守るためには、引き続き公的な支援策の継続と拡充が切実に求められている。

多くの個人事業主が加入する国民健康保険税（料）のコロナ特例減免が、今年度末の３月末までの期限で実施されている。新型コロナウイルス感染症被害により売上げが前年比３０％以上減少した国保加入世帯に対し、国保税の全額免除を含む、画期的な減免制度である。また、感染した国保加入の被用者（労働者）に「傷病手当」を支給する特例も実施されている。「傷病手当」の支給対象を自営業者とフリーランスにも広げることが、中小業者支援の立場から重要となっている。

しかし、周知徹底の弱さなどにより、減免申請世帯数は国保加入世帯数の１割程度にとどまり、減免対象でありながら救済されていない世帯が残されている。

県内経済は、観光産業の落込みをはじめ、飲食業における時短営業とその取引業者への影響、建設業における工事の中断や遅延など、全ての業種がいまだにコロナ以前の売上げを回復できていない。コロナ被害から県内中小零細業者の営業と生活を支援するために、来年度（令和３年度）も国民健康保険税（料）のコロナ特例減免を継続実施する必要がある。

よって、政府においては、令和３年度も国民健康保険税（料）のコロナ特例減免等を継続実施し、国保における「傷病手当」の対象を自営業者とフリーランスにも拡大するよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和３年３月22日

糸 満 市 議 会

あて先：内閣総理大臣、厚生労働大臣